

認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターを利用の方へ

幼児教育・保育無償化の範囲は、認可外保育施設等とは別に利用している施設の種別により、対象・対象外が異なりますので、下表をご覧ください。

この表において、『認可外保育施設等』とは、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育室・ファミリーサポートセンターのことをいいます。

認可外保育施設等を利用する方のうち、**無償化の対象となるには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。**

なお、無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化対象外となります。

年齢・世帯状況	認可外保育施設等とは別に利用している施設	認可外保育施設等利用した際の保育料が 無償となるかどうか
3～5歳児	なし	対象 （上限37,000円） 認可外保育施設等を複数利用した場合、上限37,000円まで無償化の対象となります。※1
	・認可保育所 ・認定こども園（保育部分） ・地域型保育事業所 ・企業主導型保育事業所	対象外 認可外保育施設等の保育料は無償化の対象になりません。
	・さだ西幼稚園以外の 市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	対象外※2 認可外保育施設等の保育料は無償化の対象になりません。
	・さだ西幼稚園	対象 （上限11,300円※2） さだ西幼稚園の「基本保育料」とは別に、認可外保育施設等の保育料が無償化の対象となります。無償化対象額の上限が、さだ西幼稚園の「預かり保育料」と合算して上限11,300円までとなります。
	・市外の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	施設へお問合せください。※2
0～2歳児の非課税世帯	なし	対象 （上限42,000円） 認可外保育施設等を複数利用した場合、上限42,000円まで無償化の対象となります。※1
	・認可保育所 ・認定こども園（保育部分） ・地域型保育事業所 ・企業主導型保育事業所	対象外 認可外保育施設等の保育料は無償化の対象になりません。
0～2歳児の課税世帯		対象外

※1 他の認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンターを複数利用した場合は、すべての施設の保育料を合算し、3～5歳児は37,000円、0～2歳児の非課税世帯は42,000円を上限として無償化の対象となります。

※2 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）が実施する預かり保育等の提供時間が、「平日8時間（教育時間を含む）、年間200日以上」を満たさない場合に限り、認可外保育施設等との併用も無償化の対象となります。市内の施設では、「さだ西幼稚園」のみ該当します。他市の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用されている方は、施設へお問合せください。なお、併用する場合の無償化対象額の上限は3～5歳児は11,300円、0～2歳児（満3歳児含む）の非課税世帯は16,300円です。